

一般社団法人茨城県吹奏楽連盟定款補足規定

2021.4.1.

定款 第3章社員等

(会費等)

第7条 社員等は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員等になった時及び毎年、理事会で別に定める額を支払う義務を負う。

〈入会と入会金〉

当法人に加盟するものは、入会申込書とともに次の入会金を納入する。

- (1) 団体会員 5,000円
 - (2) 個人会員 個人会員入会金を免ずる。
 - (3) 賛助会員 入会金を免ずる。
- 2 加盟の窓口は各地区事務局とする。
 - 3 年会費については次の通りとする

〈年会費〉

当法人の会費は次の通りとし、毎年定時社員総会までに納入しなければならない。

- (1) 団体会員
 - ① 小学校及び小学生による団体 12,000円
 - ② 中学校 16,000円
 - ③ 高等学校 18,000円
 - ④ 大学、職場・一般 19,000円

(2) 個人会員

一般社団法人茨城県吹奏楽連盟定款(以下定款とする)第5条2(2)に該当する個人会員は年会費を免ずる。

- (3) 賛助会員 1口 10,000円以上

第5章 役員

(理事の職務及び権限)

第24条

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

〈副理事長の任務〉

副理事長は運営担当、事業担当として理事長を補佐し、理事長事故あるときは職務を代行する

〈理事長・副理事長会の審議事項〉

理事長・副理事長会は次の事項を審議する。

- (1)各部会と部の連携及び調整に関する事項
 - (2)東関東吹奏楽連盟及び外部諸機関・団体との連絡調整に関する事項
 - (3)その他必要な事項
- 2 理事長は必要に応じて地区長・事務局長・担当部長・担当理事を出席させることができる。

第5章 役員

第24条

5 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

〈常任理事会の任務〉

常任理事会は理事長・副理事長・事務局長及び常任理事で組織し、理事会の付議に基づく審議を行う。

〈常任理事会の審議事項〉

- (1)理事会から付議された事項
- (2)事業の企画運営に関する事項
- (3)会計の運用に関する事項
- (4)その他必要な事項

第5章

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

〈役員報酬等〉

※ 規定集 会計細則を参照

第5章

(事務局)

第29条

2 職員の任免、職務等については理事会で別に定める。

〈事務局〉

当法人の事務及び会計を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長1名、その他の職員をおく。
- 3 職員(事務局長は除く)は理事長が任免する。ただし、事務局長は理事の中から選定する。
- 4 職員は有給とする。その金額は別に定める。
- 5 職員は連盟の諸会議に出席することができる。

第10章 名誉役員等

(名誉役員等)

第45条

2 名誉役員等の選任方法、任期等については理事会で別に定める。

〈名誉役員、顧問、参与〉

当法人に名誉役員として名誉会長、会長、副会長を置くことができる。

- 2 名誉役員は理事会において推挙し理事長が委嘱する。
- 3 任期は、各役職の在任期間とする。

当法人に顧問、参与を置くことができる。

- 2 顧問、参与は理事会において推挙し理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、その委嘱した理事長の任期を越えることはできない。
- 4 参与の任期は、各役職の在任期間とする。